

防火管理と災害時の対応

利用者は、施設を利用するにあたり、次のことに留意して催事の運営・管理を行ってください。

- 利用期間中は災害の未然防止と催事従事者・出展者・来場者の安全確保が最優先です。
- 災害時に備え、利用者にて催事従事者数・出展者数・来場者数を把握してください。
- 災害時に備え、ご利用前に施設内の非常階段・避難誘導経路・避難誘導方法・屋内消火栓・消火器の位置を予めご確認ください。
- 催事従事者・出展者・来場者へ、避難通路・非常口の周知をお願いします。
- 災害等の発生の際は、催事の管理責任者並びにスタッフの皆様は当センターの指示のもとに、催事従事者・出展者・来場者の安全確保をご協力をお願いします。
- 利用者は、当センターが東京都の防災拠点等として位置づけられていることを踏まえ、東京都が災害対策のために同施設を使用するときは、可能な限りご協力をお願いしています。

1. 火災予防

[自衛消防隊の組織編成]

- ・自衛消防隊（通報連絡班・消火班・避難誘導班）を組織し、「予防管理組織及び自衛消防組織編成表」を作成して提出してください。
- ・催事前に必ず施設内の非常階段・非常口・避難通路・屋内消火栓・消火器の場所をご確認ください。

[禁止行為の解除申請]

- ・展示室において喫煙、裸火の使用、危険物品持込みは禁止行為です。
- ・必要な措置を講じて消防署に禁止行為の解除申請を行ってください。
- ・解除の承認単位は、1催事につき1承認となりますので、複数の出展者が解除申請を行う場合は主催者責任でとりまとめてください。
- ・禁止行為の解除申請を行った場合は、消防署への提出書類の写しを当センターに提出してください。

[展示室レイアウト]

- ・展示室内に避難通路を確保してください。避難通路は、全室、半室ともに、非常口に直結した主要避難通路（幅2m以上）と、非常口又は主要避難通路に直結した補助避難通路（幅1.2m以上）としてください。
- ・非常口、避難通路その他避難のために使用する場所には、避難の支障となる一切の物を設置することはできません。
- ・消防設備等（火災報知器、屋内消火栓、消火器等）の周囲は、1m以上の空地を確保する。
- ・消防署による「禁止行為解除」の承認を得た火気等の設置場所は、出入口、階段等の避難施設から水平距離6m以上離して設置してください。
- ・小間内から避難通路が見えない場合は、小間内に誘導標識等を設置してください。
- ・非常口を示す誘導灯は、1か所以上視認できるようにしてください。
- ・通路は行き止まり（袋小路）を作らないでください。
- ・装飾等の高さは、床上2.7m以下に限ります。
- ・天井面に対し遮蔽をきたす装飾はできません。煙感知器の感知障害やスプリンクラーの散水障害となります。
- ・パネル・幕類（カーテン・布類等）及び敷物（カーペット、畳等）については、防炎加工処理済みのものを使用してください。

[会場責任者の役割]

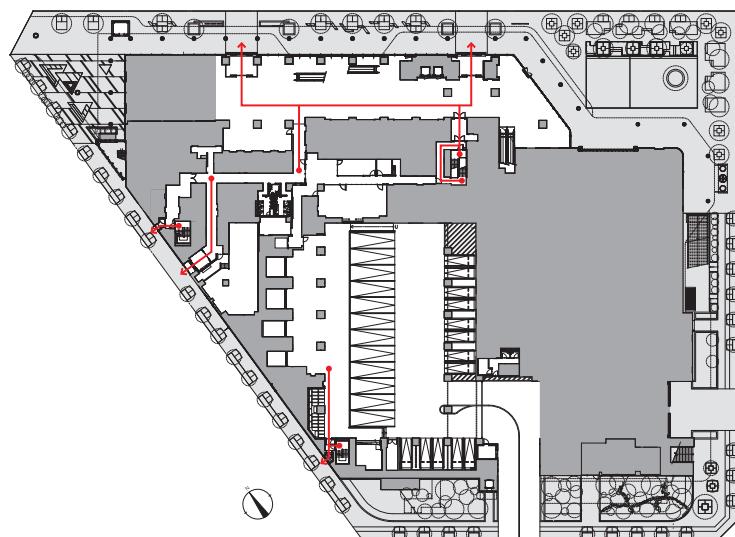
- ・会場責任者は、次の事項については、責任をもって指導にあたってください。
 - (1) 指定された場所以外での喫煙禁止
 - (2) 利用期間中の火気点検
 - (3) 非常口、消火器、火災報知機など消防用設備の使用可能状態の確認及び位置の周知徹底
- ・会場責任者は利用期間中、必ず常駐して、催事や搬出入等の作業の状況を把握し、当センターと連絡を図りながら事故防止に努めてください。

2. 火災発生時の対応

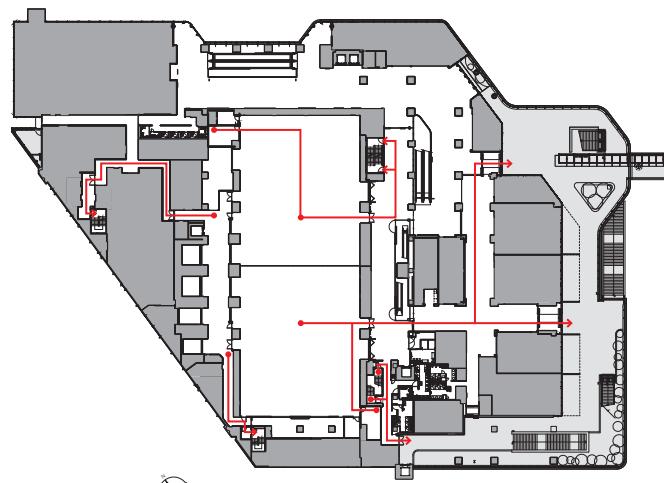
展示室で火災が発生した場合は次の行動を実行してください。

- 火災を目視したら、当センター1階事務室に通報してください。
- 近くの消火器で初期消火を始めてください。
- 来場者の避難誘導を行ってください。
- 避難後、避難状況を報告してください。
- 全員避難したことを確認したところで、当センターにけが人・火災等の状況、避難人数等を報告してください。

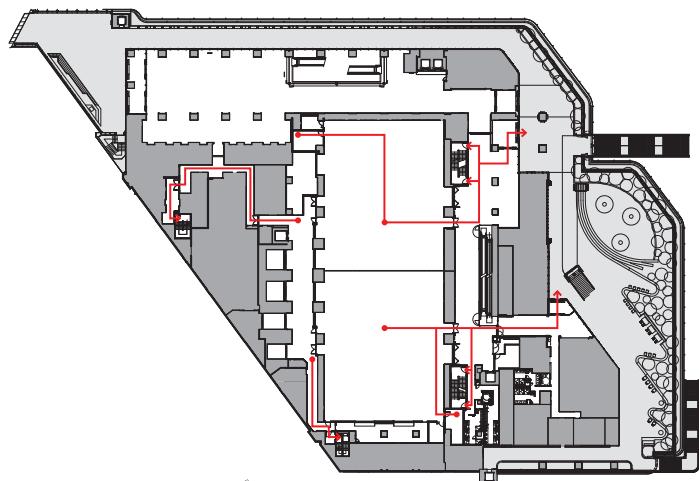
■館内避難通路図



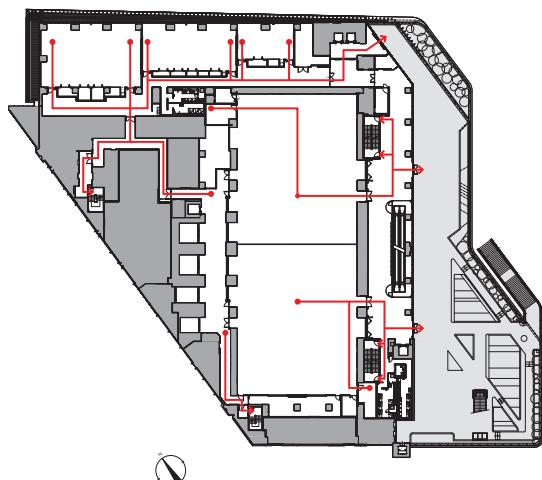
1階



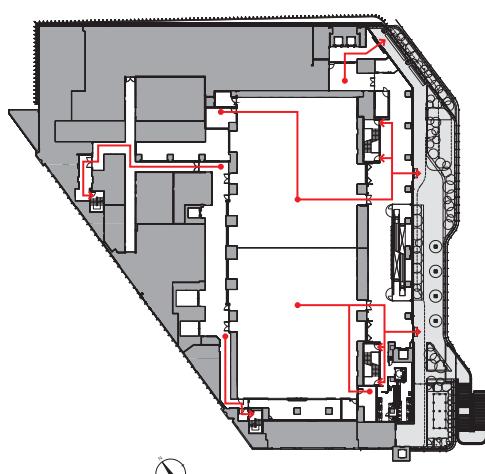
2階



3階



4階



5階

2020年3月現在の検討中避難経路図であり、内容については今後変更の可能性があります。

3. 災害時の対応

- 港区海岸1丁目は、震災時、火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区として「地区内残留地区」に指定されています。



出典：港区芝地区防災マップ